

平成27年度から

## 市民税・都民税の変更点

税制改正により、主に次の内容が改正されます

●住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の延長・拡充 個人市民税・都民税の住宅借入金等特別控除について、居住年の適用期限が4年間延長され、平成29年12月31日までとなりました。また、平成26年4月以降に居住を開始した人で、住宅取得に係る消費税の税率が8%または10%の場合は、控除限度額が拡充されます（下表）。なお平成26年以降入居し、初めて住宅借入金等特別控除を受ける方は、税務署での確定申告が必要です。（注1）住民税における住宅借入金等特別控除とは、所得税の控除可能額のうち所得税から控除

| 住宅借入金等特別控除（注1）        |                                |
|-----------------------|--------------------------------|
| 居住年月日                 | 控除限度額                          |
| 平成26年1月～3月            | 所得税の課税総所得金額等×5%（上限金額 97,500円）  |
| 平成26年4月～平成29年12月末（注2） | 所得税の課税総所得金額等×7%（上限金額 136,500円） |

しきれなかった額と、左表の控除限度額のいずれか小さい金額を住民税から控除するものです。（注2）平成26年4月～平成29年

12月末の控除限度額は、消費税率が8%または10%である時期に住宅取得した場合であり、それ以外の場合の控除限度額は所得税の課税総所得金額等の5%（上限金額9万7500円）です。

●上場株式等の譲渡所得等および配当所得に係る軽減税率の廃止 上場株式等の譲渡所得等および配当所得に係る10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）の特例措置が平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります（平成49年分までは所得税に復興所得税を含め20・315%が徴収されます）。くわしくは、市ホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。

●課税課市民税係・内線1206

## 立川税務署からのお知らせ

●個人で事業や不動産貸付等を行う方へ 1月から記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。所得税の申告の必要のない方も記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。くわしくは国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>「個人で事業を行っている方の記帳・帳簿等の保存について」をご覧ください。

●国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」のご利用を 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力することで、税額などが自動計算され、決算書や申告書などを作成できます。また、e-Tax（国税電子申告・納税システム）<http://www.e-tax.nta.go.jp/>も便利です。ぜひご利用ください。

●立川税務署個人課税部門 ☎52311181

## 土地・家屋調査を実施中

市は現在、来年度の固定資産税の課税に必要な評価額を決めるため、新築や増築した家屋と土地の現況調査をしています。身分証明書を携帯した市職員が家屋の間取りや仕上げ材を確認することや、宅地内や畑などに立ち入らせていただくことがありますので、ご協力をお願いします。なお、平成26年1月2日以降に土地の利用状況に変更のあった方は土地係まで、従来の家屋を取り壊した方で滅失登記

## 資源とごみの収集カレンダーを配布

平成27年の「資源とごみの収集カレンダー」を12月5日（金）から全戸配布します。資源とごみを出す日が分かる冊子です。大切に保管してご活用ください。

●ごみ対策課収集係 ☎(531)5517



が済んでいない方は家屋係までご連絡ください。

●課税課土地係・内線1216、家屋係・内線1221

## 住宅用地等の申告をお願いします

土地にかかる固定資産税・都市計画税は、利用状況によって異なります。市内に土地を所有し、平成26年1月2日以降に利用状況に変更があり、次の事項に該当する方は、住宅用地等申告書を課税課土地係（市役所1階）へ提出してください（申告書は同係で配布）。

●業務用（店舗・事務所など住宅以外の用途）家屋を住宅に用途変更した方  
●住宅を業務用家屋に用途変更した方  
●一棟の家屋に住宅用と業務用の部分があり、一部または全部を用途変更した方  
●住宅用地の一部または全部を月極駐車場等に用途変更した方  
●月極駐車場等の一部または全部を住宅用

地に用途変更した方  
●課税課土地係・内線1216  
「歳末たすけあい運動」にご協力ください

歳末たすけあい運動で寄せられた募金は、地域に根ざした福祉活動を進めるために、有効に使われます。

●募金受付 時12月1日（月）～26日（金）立川市社会福祉協議会（市総合福祉センター内）、社協あいあいステーション（伊勢丹立川店6階）

●平成27年度版カレンダー・手帳の寄贈 歳末たすけあい運動の一環で、カレンダーや手帳の配布を行いながら街頭募金活動を行う団体があります。不要な平成27年度版カレンダーや手帳がありましたら、12月26日（金）までに、立川市社会福祉協議会にご寄贈ください。

●社会福祉協議会総務係 ☎(529)8300

やさしさが  
走るこの街  
この道路

## TOKYO交通安全 キャンペーン

12月1日（月）～7日（日）、平成26年TOKYO交通安全キャンペーンが実施されます。

次の5つを重点にルールやマナーを見直しましょう。

●交通対策課・内線2279

### 【重点1】子どもと高齢者の交通事故防止

都内では、子どもの交通事故が、午後2時～6時に多く発生しています。また、交通事故死者数全体の約4割が65歳以上の高齢者です。

●自転車安全利用の促進 都内では自転車の交通事故死者数の約6割が、信号無視や一時不停止などのルール違反によるものです。

●飲酒運転の根絶 飲酒運転は犯罪です。飲酒運転をした本人、酒類提供者や車両同乗者なども厳しい罰則が設けられています。

●二輪車の交通事故防止 都内では全交通事故死者数の2割を二輪車が占めています。また、死亡事故の約8割が交差点やその付近で発生しています。

●違法駐車対策の推進 違法駐車は交通渋滞の発生源のほか、交通事故の原因になります。

